

鷗外はブランドンブルク門の彼方に凱旋塔を見なかつたのか —『舞姫』における「日睫の間」の「景物」をめぐつて—

神山伸弘

—せじゆに

森鷗外の『舞姫』にベルリンのウンテル・デン・リンデン(Unter den Linden) ブランデンブルク門(Brandenburger Thor)、噴水、凱旋塔(Sieges-Denkmal)に関わる叙述がある。すなわち、ウンテル・デン・リンデンの西端とみられる「雲に聳ゆる楼閣の少し」とされたる處には、晴れたる空に夕立の音を聞かせて張り落つた噴井の水、遠く望めばブランドンブルク門を隔て、緑樹枝をさし交はしたる中より、半天に浮び出たる凱旋塔の神女の像⁽¹⁾と鷗外は描いている。

平凡な一読者であれば、この表現それ自身にはいかなる難解な点もない、と言つて許されるだらう。すなわち、読者は、ある「處」に身をおいて、目前に噴水を、遠くに門を眺め、さらにその門の彼方に緑樹と神女の像を想像することになるだらう。

しかしながら、このテキストが国文学者の手にかかると、きわめて深刻な問題を惹き起すことになる。問題の所在を端的に示せば、鷗外は、このよだな諸景物(噴水・門・神女の像)を感性的に「日睫の間」に目撃することなく、先ほどのテキストを編んだのではないか、という嫌疑がかけられてしまうのである。

第一に、鷗外の目撃したウンテル・デン・リンデンは、『舞姫』の叙述のことくでない、という説がある。中井義幸は、『鷗外留学始末』のなかで、『米欧回覧実記』におけるシャンゼリゼの描写と『舞姫』における先ほどの描写とを比較し、次のように言う。「『実記』の「雲ニ聳ヘル傑閣ヲ連ネ」を林太郎が「雲に聳ゆる楼閣の少し」とされたる處には」としたのは、ここに隙間を作つて挿入をするためで、そこにはめ込まれた「張り落つる噴井の水」というのは、「晴たる空に夕立の音を聞かせて」とある通り、根も葉もないうそら」とて、ウンター・デン・リンデンにはコンコルド広場の

ような噴水はないのである⁽²⁾」。

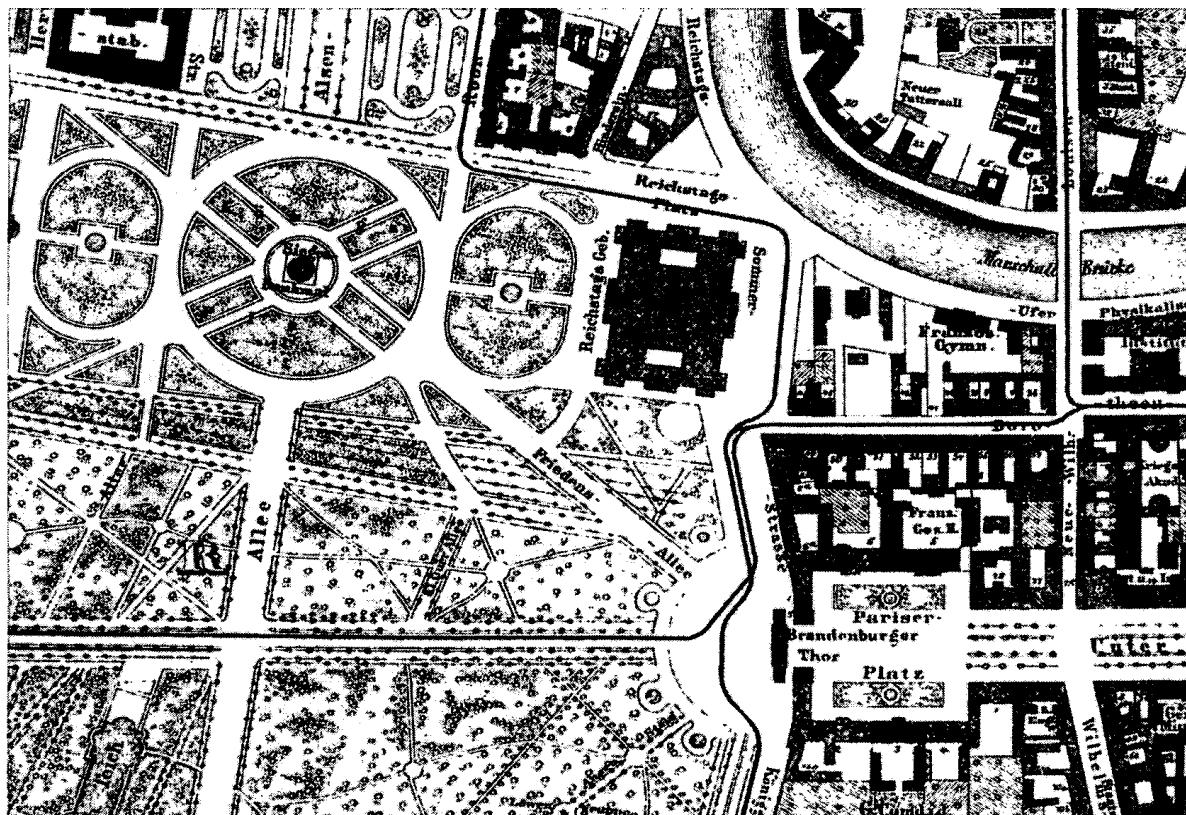
すなわち、中井は、ウンテル・デン・リンデンの西端にあるブランデンブルク門周辺ではなく、ウンテル・デン・リンデンの東端に——パリのコンコルド広場に対比させる以上そなざるをえないだろう——噴水が存在しないと指摘することによって、『舞姫』において叙述される「ウンター・デン・リンデンは、『実記』のシャンゼリゼの描写と句々相対応した幻影⁽³⁾である」との一部を立証しようとしたわけである。したがつて、この研究に信を置くなれば、ブランデンブルク門周辺の事実を不問に付さざるをえず、「舞姫」からは、その「幻影」こそ得られるとしても、実像は得るべくもない、という理解を引き出すことができそうである。

小泉としては、鷗外が「遠近法」を使用することによつて意識的に「主観的契機の浸潤」を図った結果、『舞姫』において「實際には見えないが、作中では見えるもの」（同）を虚構して先ほど叙述のようになつたということ、こうした解釈を担保するため、ブランデンブルク門周辺における「目睫の間」の「景物」の配置をやはり事実として不問に付しうる「位置」を確保しようとしたのだと思われる。そして、この「位置」こそは、『舞姫』にある「物語の意志」という小泉の主張にとつて不可欠の神秘的ボイントに変身することになる。

いずれにせよ、国文学者の非「世俗的」（四二）解釈手法は、事実を超越するところに真骨頂があるらしい。このさい、我々は、事実の超越を目指す文学の——というよりは文学「研究」の——本質を詮議したいとは思わない。この問題で本気のところの議論をするなら、国文学的ではなく哲学的にそれを進めるべきだと思うからである。

むしろ、ここで我々が問題にしたいのは、鷗外が、本当にブランデンブルク門の彼方に凱旋塔を見なかつたのか、そして、そのことが『舞姫』の叙述に影響を与えたのかとの見極めにすぎない。小泉に言わせれば「野暮の至り」（三八）のこととを問題にしたいのである。

第二に、鷗外はブランデンブルク門周辺を見ることのできる位置で『舞姫』の先ほどのテキストを叙述していない、という説がある。小泉浩一郎によれば、その描写は、「ウンテル・デン・リンデンの東方から、遙か西の外れのブランデンブルク門を臨む地點」からなされていて、そこからの「中景」「遠景」に属するものということになる⁽⁴⁾（三八）。このため、「ケーニッヒ広場にあつた神女像は、ブランデンブルク門の付近からは眺めることはできても、角度の関係でウンテル・デン・リンデンのそれ以外の地点からは、絶対に見えなかつたはずである」（三九、傍点神山）とされる。



図一 ブランデンブルク門周辺の地図（1888年頃）

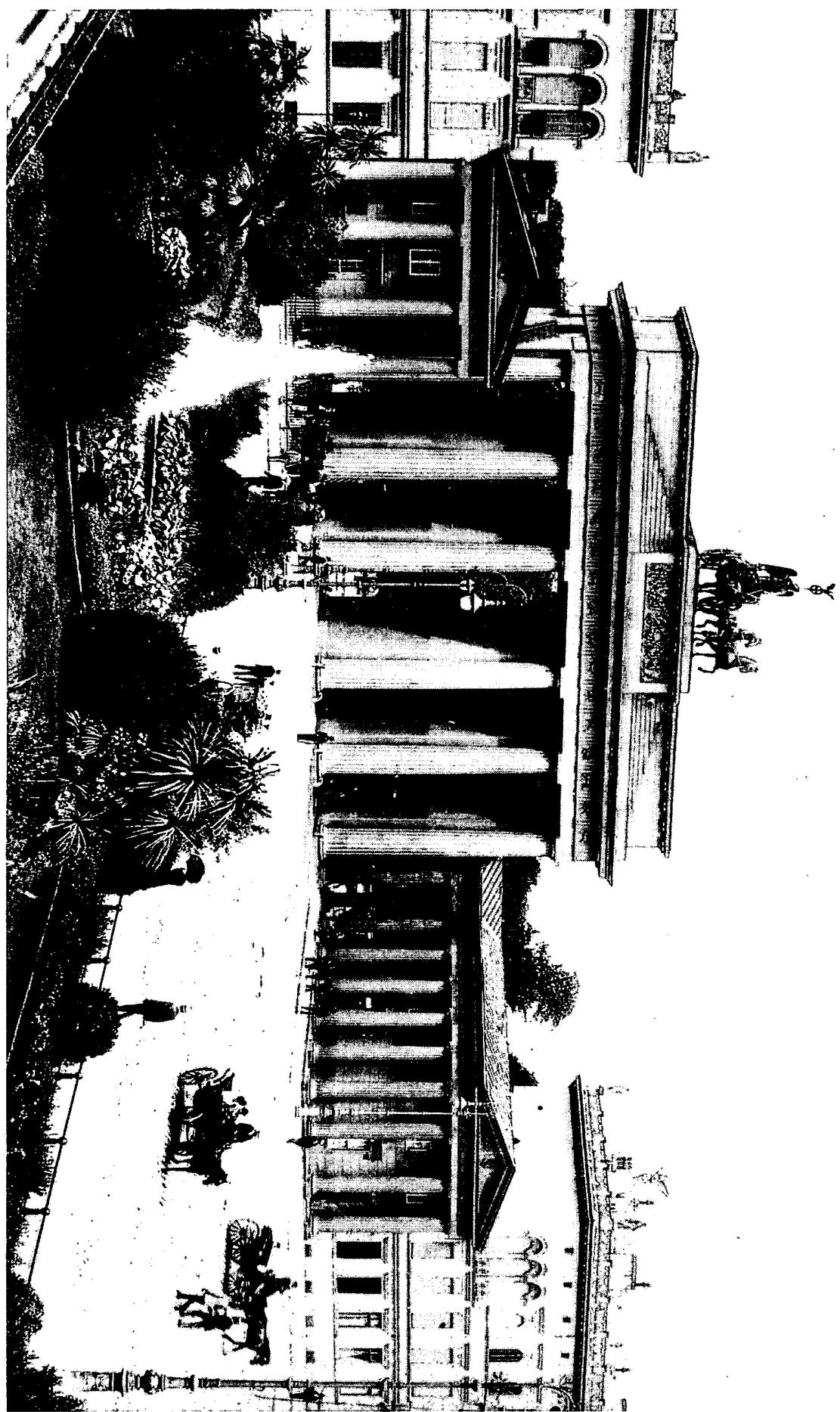
二 ブランデンブルク門の彼方に凱旋塔は見えた

まずは事実を確認しよう。

結論的に言うと、鷗外は、ブランデンブルク門の彼方に「凱旋塔の神女の像」を視認することができたのである。

手始めに、諸事物全体の配置状況をつかむため、一八八八年当時の地図でブランデンブルク門周辺がどのようになつていていたか、見ておこう（図一）。この図の左上に円形の周遊路を有する広場があるが、これがケーニッヒ広場（Königplatz）で、この周遊路の中に凱旋塔（Sieges-Denkmal）がある。そこから斜め右下へフリーデンス並木（Friedens-Alle）が走り、ブランデンブルク門（Brandenburger Thor）へ通じている。この門の内側がウンテル・デン・リンデン西端のパリ広場（Pariser-Platz）となる。図上には、この広場の上下に植え込みの表示があり、それぞれの中央に円形が記されていることが見て取れよう。これこそは、問題の噴水が所在する位置である。

パリ広場からブランデンブルク門を望む写真（図二）を見れば、噴水の存在は疑うべくもない。この写真は、一九〇一年に撮影したものだから、鷗外が滞独した一八八四年から八八年当時の事情と細部は必ずしも一致しないかもしれない。しかし、ここで決定的に重要なことは、門に向って右隣の低い屋根の外翼に続く三階建の建物の屋上をかすめて、神女の像が伺えることである。この



図二 ブランデンブルク門（1901年）

点、さらに納得

をうるために、

部分拡大図を掲

げておく（図

三）。

一八八八年版

の地図でもそれ

と思しき記号が

あるから、鷗外

がベルリンにい

た当時に噴水が存在したことに疑いはないはずだが、なお念のために一八八四年当時のパリ広場の写真を掲げておこう（図四）。これは、プランデンブルク門からパリ広場越しにウンテル・デン・リンデンを眺望したものである。この写真の右側に噴水の半分が映っている。鷗外が初めてベルリンを訪問して以来一貫して、パリ広場には噴水が存在していた。

ところで、慧眼の方は、先ほどの図二の写真をじっくり眺めていくうちに、撮影者の視点が高いことに気づくはずである。撮影者は、広場に面した建物の階上の窓ないしベランダからこの情景を撮影したと思われる。神女の像が三階建ての建物のはるか上空に姿をとどめているのであれば、広場のどこからでもそれを眺めることができただろうと安易な推論で済ます手もあるが、建物す



図三 神女の像（図二部分拡大）

れすれに神女の像があることからすると、それではまったく不十分である。眺める者の位置如何では、この神女の像を捉えることが難しいかも知れない。

が難しいか

かもしれない。

パリ広場

のどの位置

を占めれば、

噴水と門を

視野に收め

つつ神女の

像を捉える

ことができ

るだろうか。

神女の像の

ほうから門

を眺めるこ

とができる

ば目と目が

合う形で位

置関係を確

定すること

ができる。



図四 ブランデンブルク門からウンテル・デン・リンデンと
パリ広場東側を臨む（1884年）



図五 凱旋塔から市街中央を望む（1880年）

幸い、その
ような写真が
残つてゐる
(図五)⁽⁸⁾。高さ

六一・五メー

トルの凱旋塔
は、展望台に
もなつていて、
ちょうど神女
の像が据えら
れた真下あた

りの位置で周

囲を展望する
ことができる。⁽⁹⁾

図五の写真は、
その展望台か

ら正面にケーニッヒ広場およびラチンスキー伯邸、右上にブランデンブルク門を眺める一八八〇年撮影のものである。⁽¹⁰⁾ブランデンブルク門越しにパリ広場を囲む建物を捉えることができる。この部分を拡大すると、ブランデンブルク門に向かつて左側にある（次に左にある建物との間で谷間となる）低い屋根の外翼越しに、
パリ広場四番地の建物とその前のわずかばかりの地面を捉えるこ



図六 ブランデンブルク門とパリ広場（図五部分拡大）



図七 パリ広場南面（1885年頃）

とができるはずである（図六）。なお、パリ広場四番地を広場および噴水のある花壇越しに眺めておく（図七）。この写真は、左手にパリ広場四番地、中央に同三番地、右手に同二番地の建物を映し出す一八八五年頃のものである。図六で収められた広場の様子と図七の様子が一致することを確かめられたい。

実際、一九〇〇年以前の撮影の写真では、パリ広場の地面に立つて、ブランデンブルク門の外翼越しに凱旋塔を眺めることができる（図八）。図九は、その神女の像のクローズアップである。

三 豊太郎はパリ広場にいた

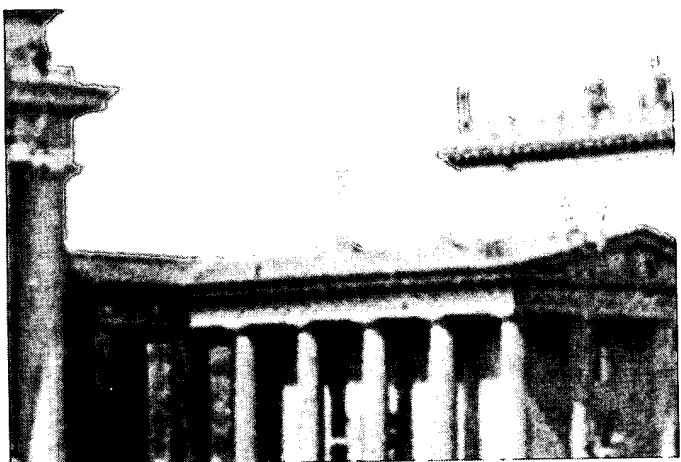
すでに次のことは明らかであろう。鷗外は、ブランデンブルク門に面して、噴水や神女の像を感性的に把握しえたという事実である。したがって、合理的に考えるならば、「舞姫」の件のテキストを編んださいに、鷗外は、その作意はともかく、ブランデンブルク門における諸事物の配置状況を明確に了解していたわけである。

しかしながら、冒頭に紹介したように、このような明白な事態をあえて隠蔽する先駆的な解釈態度もある。すなわち、「実際には見えないが、作中では見えるもの」として、鷗外が「目睫の間」の「景物」を扱っているとする「学術研究」の立場である。この立場は、「ブランデンブルク門の付近から眺めることはできても」



図八 ブランデンブルク門の見えるパリ広場（1900年以前）

と容認して、あえて事実の存在に自覺的に無関心であろうとしている点で、最強である。これに従えば、鷗外は、ウンテル・デン・リンデンやブランデンブルク門にある諸事物を事実とは無関係に叙述していることになろう。



図九 神女の像（図八部分拡大）

小泉は、前田愛が主張した「ウンテル・デン・リンデンとクロステル巷」という、作品『舞姫』における二つの都市空間の対立に込められた深い意味を読み解く。小泉によれば、前田流の「二つの都市空間の対立」の「深部」には、凱旋塔の女神像とエリスという女神という「二つの女神像が君臨する空間の対立」という神話的構造が秘められているとされる（四〇）。しかも、小泉のこの主張は、「クロステル巷の古寺」のモデルをクロステル教会に同定する「殆ど奇跡的な符合」にまで跳躍する（四一）。

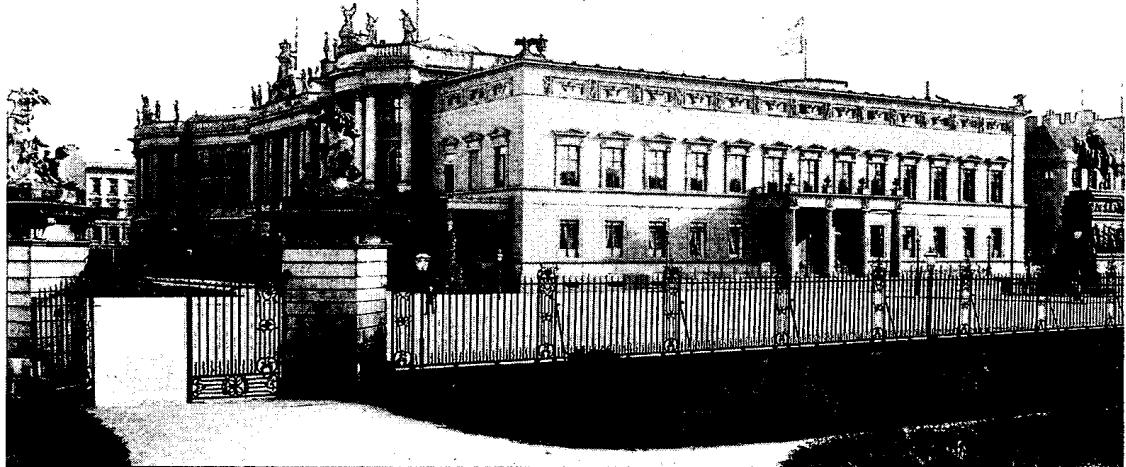
神話や奇跡を事としない「世俗的」な立場からすれば、もはやそうした主張は、聖なる信仰の自由に委ねるべき事柄かも

しれない。しかしながら、そのような信仰の果てが「クロステル巷の古寺」の「モデル」というきわめて世俗的な事柄にかかわらうとするかぎり、「世俗的」な立場からは、指摘しておくべきことがある。

小泉の立論は、前田愛が指摘した「遠近法の視角」という「既に定説化され、疑われることのない『舞姫』論の不動の前提」を抜きにしては成り立たない。小泉は、そうした「不動の前提」には、ある意味では当然ながらの一つの補足が必要だと考えた。すなわち、遠近法が成り立つ以上、それを成り立たしめる主觀（太田豊太郎）の位置を確定し固定化しなければならないという独創的な発想である。けだし、「遠近法の視角」の妥当性は、主觀の立脚点によってこそ検証されるだろう。

小泉の遠近法によれば、『舞姫』において叙述されるウンテル・デン・リンデンからブランデンブルク門周辺までの有様は、「近景、中景、遠景とも要約しうる、視線の移動に従つて捉えられたもの」ということになり、これを捉える主觀の位置は、「ブランデンブルク門から遙か東」のウンテル・デン・リンデンの「東外れに近い、王宮前のあたり」ということになる（三八）。

確かに、「維廉一世の街に臨める窓」は、ウンテル・デン・リンデンのほぼ東端、その三十七番地に所在するウイルヘルム一世皇帝宮殿（Palais des Kaiser Wilhelm I.）の執務室の隅窓（Eckfenster）であつて、皇帝は、前行進する衛兵をそこから眺めるのを常に



図十 ウィルヘルム皇帝宮殿（1879年）

八七九年当時のものであり、その図版の解説では、「地上階の最左翼の窓は、歴史的な隅窓」である。そこから皇帝は、正午の衛兵交代パレードの際に姿を見せた」とされてい⁽¹⁵⁾る。したがつて、「舞

していったといわれる。⁽¹⁴⁾

図十は、その宮殿の一

姫において「この大道髪の如きウンテル・デン・リンデンに来て両辺なる石だたみの人道を行く隊々の士女を見よ」とされるさいの「士女」の多くがこの皇帝宮殿を目指していることに疑いはない。

しかしながら、このことは、豊太郎の現在位置を皇帝宮殿近辺に固定するための決定的な根拠を提供しない。それは、最大限好意的に見積っても、あくまで「士女」たちの目的地でしかなく、豊太郎の立脚点を特定しないからである。鷗外のテキストは、明示的に豊太郎が「欧羅巴の新大都の中央」に立っているとしているが、このことは、その「中央」が皇帝宮殿近辺であることを保証しない。テキストには、「まだ維廉一世の街に臨める窓に倚りたまふ頃なりければ」とだけあって、高々時間が指定されるばかりで、場所的規定が与えられない。このような注意もあるのだろうか、小泉は、「著名な老国王ウィルヘルム一世の窓という設定」を、豊太郎の現在位置を決定するための主要根拠とはせず、傍証にとどめている（同）。

小泉が用意する主要な論拠は、「晴れたる空に夕立の音を聞かせて張り落つる噴井の水、遠く望めばブランデンブルク門を隔てて緑樹枝をさし交わしたる中より」と記述されるなかの「遠く望めば」の一句のみである。小泉によれば、この一句からこそ「最も自然」に、豊太郎の現在位置が皇帝宮殿前に設定されることになる（同）。

とはいって、この「遠く望めば」の一句は、それ自体の意義によつて了解されなければならない言葉だとみなされる。というのも、ウンテル・デン・リンデンの「東外れ」ならば、ブランデンブルク門すら見えないため、「遠く望む」というのは、小泉に従えば、それ自身の所作として考へてはならないからである。そのように考へるのは、「野暮の至り」だとされる。ブランデンブルク門をそのものとして望めない位置に立つても、豊太郎は、「ウンテル・デン・リンデンの千メートルに満たない全景のすべてを領略しうる」（同）とされるわけだから、「遠く望む」というのは、瞼の母と同じじまつたくの観念的所作でしかありえない。

このような観念的遠近法にかかれば、近景はともかく、噴水などの中景も、ブランデンブルク門や凱旋塔といった遠景も、目撃できないにかなのだから、おおよそ普通に通用するリアルな遠近法とは程遠い。むしろ、「遠近法」と呼ぶべきでないにかである。鷗外が「許多の景物目睫の間に聚まりたれば」というのも、観念的遠近法によれば、野暮くさく瞼を開けて眼前に展開する事態を表現したものでありえないから、鷗外は、言葉の「真の」意味で「目睫の間」に出来した超越論的事態を表現したことになる。これが、小泉のいう「物語の意志」というものである。

このような解釈手法は、おそらく法外な結論も引き受けざるをえないだろう。「遠く望めば」の一句は、豊太郎が観念的に「全景すべてを領略しうる」という「学術的」想定を基礎とするかぎ

り、もちろん百歩譲つて豊太郎の現在位置を皇帝宮殿前に設定する理屈にもなるかもしないが、むしろ帰国後の日本に設定する理屈として活用したほうがリアリティがあるともいえる。なにせ、鷗外は、『舞姫』を本邦で執筆したのであって、ウンテル・デン・リンデンで写生したのではないからである。

しかしながら、「遠く望めば」の一句は、コンテキストにおいて、ブランデンブルク門越しに神女の像を現象的に捕捉するものとしての明確な意味を担つていて、「遠く望めば」の一句に、観念的に「全景すべてを領略しうる」などというコンテキスト上の無意味を混入させる権利は、学者といえども持ちえないはずである。

「遠く望めば」という一句をコンテキスト上そのもの自体で有意味な語として解釈しきろうとする世俗の野暮な見方では、太田豊太郎は、今現在、ウンテル・デン・リンデン西端のパリ広場に立つていて⁽¹⁶⁾いる。既に前節で示したことだが、神女の像は、遠く望んでようやく捉えられるものであった。そして、このウンテル・デン・リンデンの西端こそ、鷗外が描いた諸事物の全景すべてを現実的に展望しうる地点なのである。

『舞姫』において「欧羅巴の新大都の中央」とは、コンテキストと事実との整合的理解を試みようとするかぎり、「目睫の間」にブランデンブルク門を捕捉しうるパリ広場以外にない。豊太郎は、まずは東側に視線を送つた。「土女」たちが広場からウンテル・デン・リンデンに入つていこうとしている。この広場を馬車が通り

過ぎている。豊太郎の視線は、次第に西側に移っていく。遠くを見やれば、ブランデンブルク門の彼方に神女の像が見て取れる。

豊太郎は、諸景物の展開に驚愕している。そして最後に、目の前の風景を遮断した。『舞姫』に記述されている野暮な事態は、かくの如しである。

このようなリアルな光景、これを前提に考えるならば、「遠近法の視角」という「既に定説化され、疑われることのない、『舞姫』

論の不動の前提」なるものは、それが観念論として硬直化される運命をたどる以上、無意味な灰色の底に沈む。「実在の勝利の女神像を、ケーニッヒ広場から、ウンテル・デン・リンデンの西方、ブランデンブルク門の彼方に移しなおす」(四二)という小泉的な決して「鷗外的な」ではない——「学術研究」的実験操作の必要性は、微塵だになくなる。したがつて、神女の像とエリスとう「二つの女神像」を対立せしめる「仮想の直線」などは、研究者の虚構のみを根拠とする「信仰の直線」でしかない。そして、その信仰の果てに突き当てられたクロステル教会が「クロステル巷の古寺」のモデルとなりうるかどうか、その答えは、良識の判断するとおりである。

四 小括

鷗外は、ベルリンの地に実際に足を踏み入れなかつたのだろう

か。

もちろん、『舞姫』を小説として読むときに、読者は、その作者がベルリンの地を実際に取材したのかどうか無頓着でいることができる。それは、読者が作者を信頼しているからといつてもいいし、所詮、小説としてすべてが虚構たりうると低く見積つていいからといつてもいい。

しかしながら、小説の背後に回つて実際の都市空間との対応関係で鷗外の「取材」を考えようとするときには、評価基準がそれとはまったく異なつてくるはずである。まず第一に事実を明確にし、それと小説というテキストとの距離を測る作業が根底に据えられるべきであつて、先驗的な「不動の前提」から観念論的に議論すべきことではないはずである。どうも、国文学的にはこの辺の作法が転倒することのほうが正統のようだが、現実にベルリンの地に生きたことのある者の目からすれば、それは苦しい倒立に見える。

とはいゝ、とくに小泉の議論には学的寄与が十二分にあつたといわねばならないだろう。すなわち、「遠近法の視角」に対し主觀の立脚点を明確にするよう筋論として迫ることによつて、「すでに定説化され、疑われることのない」ウンテル・デン・リンデン東端からの「遠近法の視角」そのものをまったく成り立たなくしてくれたからである。

(1) 森鷗外「舞姫」、『森鷗外全集I』、ちくま文庫、一九九五年、十頁。
 なお、コンテキストを理解するうえで前後する箇所をたびたび参考することになるので、便宜を図ってそれを「」に括りておく。「余は模糊たる功名の念と、検束に慣れたる勉強力とを持ちて、忽ちこの歐羅巴の新大都の中央に立てり。何等の光彩ぞ、我目を射むとするは。何等の色沢ぞ、我心を迷はせむとするは。菩提樹下と訳するとは、幽静なる境なるべく思はるれど、」の大道髪の如きウンテル、デハ、リンデンに来て両辺なる石だ、みの人道を行く隊々の士女を見よ。胸張り肩聳えたる士官の、まだ維廉一世の街に臨める窓に倚りたまふ頃なりければ、様々の色に飾り成したる礼装をなしたる、妍き少女の巴里まねびの粧したる、彼も此も目を驚かせぬはなきに、車道の土瀬青の上を音もせで走るいろ／＼の馬車、雲に聳ゆる楼閣の少しおれたる处には、晴れたる空に夕立の音を聞かせて張り落つる噴井の水、遠く望めばプランデンブルク門を隔て、緑樹枝をさし交はしたる中より、半天に浮び出たる凱旋塔の神女の像、この許多の景物目撃の間に聚まりたれば、始めてこゝに来しもの、応接に違なきも宜なり。われも我胸には縦ひいかなる境に遊びても、あだなる美観に心をば動かせじの誓ありて、つねに我を襲う外物を遮り留めたりき」。前掲書、九一十頁。

(2) 中井義幸『鷗外留学始末』岩波書店、一九九九年、四五頁。なお、なにせ、「晴たる空に夕立の音を聞かせて」とある通り」と云へ」とが、「根も葉もな「セハ」と」の理由ないし傍証として挙げられつるのか、我々にはまったく理解ができない。鷗外は、隠喻を用いないほどの文才だとでもいうのだらうか。

(3) 中井、前掲書、四四頁。なお、良識の察するおり、我々は、『米欧回覧実記』とのテキスト比較それ自体の意義を議論しておるのはな

(4) 小泉浩一郎「鷗外「舞姫」の空間・再説——」の地理的契機をめぐり——」、『近代文学 注釈と批評』第五号、二〇〇一年、二八頁。以下、参考に煩であるので、文中に頁数のみを記す。

(5) „Situations-Plan, Haupt- und Residenz-Stadt Berlin und Umgegend, bearbeitet von W. Liebenow, Berlin 1888.

(6) „Das Brandenburger Tor, 1901“, Aufnahme von Waldemar Titzenthaler, in: *Unter den Linden, Historische Photographien*, hrsg. v. der Stiftung Stadtmuseum Berlin, Berlin 1997 (Abgek. UL), S. 126.

(7) „Blick vom Brandenburger Tor auf die Linden und die östlichen Seiten des Pariser Platzes, 1884“, Aufnahme von F. Albert Schwartz, in: UL, S. 117.

(8) „Blick von der Siegessäule zum Stadtzentrum, um 1880, Albuminpapier“, in: *Berlin, Zwischen Residenz und Metropole, Photographien von Hermann Rückwardt 1871–1916*, hrsg. v. Märkischen Museum Berlin, Berlin 1994, S. 42.

(9) 一八八〇年頃時、五十ペリュードルヘリムダードモド。Vgl. *Berlin nebst Potsdam und Umgebungen, Separat-Abdruck aus der 19. Auflage von Baedeker's Nord-Deutschland*, Leipzig, Verlag von Karl Baedeker, 1880 (Abgek. Baedeker.1880), S. 67. 一八九六年頃時も同様ドアラタヒ、體の難在體ジヌシヘム回額ドアハベ。Vgl. *Berlin und Umgebungen, Handbuch für Reisende von K. Baedeker*, Neunte Auflage, Leipzig, Verlag von Karl Baedeker, 1896 (Abgek. Baedeker.1896), S. 39.

(10) ハナハベキー伯邸は、」の地に帝国議会議事堂を新築やめたる、一八八四年に取つ壊れや。Vgl. UL, S. 42.

(11) „Die Südseite des Pariser Platzes um 1885“, Aufnahme von F. Albert Schwartz, in: UL, S. 121.

- (12) „Pariser Platz mit Brandenburger Tor, Photograph unbekannt, vor 1900“, in: *Berlin, Frühe Photographien Berlin 1857-1913*, München 1984, S. 35.
- (13) 前田愛は、J. J. オリガスによる「遠近法の効果」の指摘を受け、「豊太郎のおなじみは、近景から遠景へと徐々に移動して行き、女神像の一点に収斂するわけであるが、これは遠近法の視角が作中人物の内面に導入された、日本の近代小説でははじめて試みといつてい」と述べる。前田愛『都市空間の中の文学』、筑摩書房、一九八二年、一一一頁。前田愛は、「パノラマックな視角」「視野」ともいうのであり、「遠近法の視角」を超越する観点を有している。なお、オリガスの指摘する「遠近法の効果」は、本論で指摘した「観念的遠近法」とは無縁である。「物」一つを見詰める。そして、その様々な物を見渡す。部分をしつかりとつかみ、全体を見ようとする。物の領略ができる、それを見渡すことに至りて、ある調和が生まれる」。J. J. オリガス「物と眼——若き鷗外の文体について——」『日本文学研究資料叢書 森鷗外Ⅱ』、日本文学研究資料刊行会、有精堂、一九七九年、四六頁。

- (14) Vgl. *Baedeker* 1896, S. 54.
- (15) „Das Kaiser-Wilhelm-Palais, Unter den Linden 37, 1879“, aufnahme von Hermann Rückwardt, in: *UL*, S. 43. たゞ、一八八〇年版のベーダーカーでは、「オペラハウスに近く、一階の部屋に皇帝が居住する。旗が掲揚される」と皇帝が在宅であることが暗示されている。隅窓から周知の写真が現実に現れる。 *Baedeker* 1880, S. 16.
- (16) いのいわば、太田豊太郎がパリショートによつての地に降り立つたことを主張するのではない。当然ながら、豊太郎は、鉄路ベルリンに着く、フリードリッヒ街駅 (Bahnhof Friedrichstrasse) からウントル・ラン・ワングデンを通つたにせよ、ポツダム駅 (Potsdamer-Bahnhof) からケーニッヒグレッシャー街 (Königgrätzer-Strasse) もしくは

UILヘルム街 (Wilhelms-Strasse) を通つたにせよ、なんらかの経路でパリ広場にやつてきたのであつて、その間にえた印象が皆無であつたと解釈すべきでないことは、常識に属する。ただ、国文学者のために、このことは記しておかなければならない。その解釈は、我々の課題ではないからである。

付記

本稿をなすにあたつて、本学の山崎一穎教授より、一部、貴重な資料の提供を受けた。感謝! に記しておく。